

4-5. 受験特別措置

身体に障がいがあるため、受験に際し、特に何らかの措置(座席の配慮、試験時間の延長等)を希望される方は、障がいの程度を証明する書類等が必要となりますので、受験申込みをされる前に、**建築設備士試験問合せダイヤル(☎050-3033-3824)**にお問い合わせ下さい。なお、障がいの程度、試験会場の都合等により、希望する措置を受けられない場合があります。

4-6. 受験票の発行

受験資格があると認められた方には、**5月19日**頃から受験票の発行通知をメールでお知らせします。マイページから受験票をダウンロードし、必ず印刷(A4サイズ/モノクロカラーどちらでも可)をしたうえで試験会場に持参して下さい。
※スマートフォン等電子機器での画面上の受験票提示では試験が受けられませんのでご注意下さい。

§ 5. 受験申込後の届出等

受験申込後、変更が生じた場合は、次の変更届又は変更願をセンター本部(〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6)宛てに提出して下さい。なお、氏名、試験地の変更がない場合は、FAX(03-6261-3321)による申請も可能です。詳細はセンターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)を確認して下さい。

5-1. 受験申込記載事項変更届

氏名、住所等に変更があった場合には、直ちに下記の要領で届け出て下さい。

(1) 必要書類

- ① **受験申込記載事項変更届**(センターのホームページからダウンロードして、必須事項を記入して下さい。)
- ② 氏名に変更があった場合は、戸籍抄本又は謄本(これに代わる個人事項証明書又は全部事項証明書でも可)を併せて提出して下さい。この場合は、郵便(封書)で届け出て下さい。

(2) 申請期限

- ①「第一次試験」(学科) 合否通知の送付先変更：**令和5年7月24日(月)必着**
- ②「第二次試験」(設計製図) 合否通知の送付先変更：**令和5年10月30日(月)必着**

5-2. 試験地変更願

試験地の変更は、転勤等のやむを得ない事情がある場合に限り認めますので、下記の要領で封書にて届け出て下さい。なお、試験地の変更を認めた場合には、別途通知します。

(1) 必要書類

- ① **試験地変更願申請書**(センターのホームページからダウンロードして、必須事項を記入して下さい。)
- ② 変更事由を証する書類(移動先の住民票、異動の辞令の写し等)

(2) 封書の表に**建築設備士試験 試験地変更願**と明記して下さい。

(3) 申請期限

- ①「第一次試験」(学科)：**令和5年5月26日(金)必着**
- ②「第二次試験」(設計製図)：**令和5年8月4日(金)必着**

受験申込みにおいて、虚偽の申請等の不正行為が発覚した場合は、合格の取消し(合格していた場合)その他一定期間の受験禁止等の処分が行われますので、不正行為は絶対に行わないで下さい。